



報道関係者 各位

令和8年9月 18 日

【照会先】

高知労働局 労働基準部健康安全課

健康安全課長 梅原 俊明

主任地方産業安全専門官 伊勢田 文久

(直通電話) 088-885-6023

林業における死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請をします

～死亡労働災害の増加を踏まえ、

関係団体へ高知労働局長より緊急要請をします～

高知労働局(局長 池田邦彦)は、林業における死亡労働災害が増加傾向にあるため、死亡災害撲滅に向けた取組を徹底するよう事業者団体へ緊急要請いたします。

記

1 要請日時及び場所

日 時 : 令和8年10月2日(金) 10時～

場 所 : 高知労働局4階局長室(高知市南金田1-39)

2 要請団体

○ 林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部

3 取材

取材いただける場合は、10月1日(木)17時までに高知労働局労働基準部健康安全課あて電子メール(電話可)にてお申込みをお願いします。詳細は別添1を参照してください。

＜添付資料目次＞

別添資料1 令和8年 林業における死亡発生状況

別添資料2 林業における死亡災害が増加中！(リーフレット)



※「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

《取材にあたっての留意事項》

取材をご希望される報道関係者の皆様は、件名を「**緊急要請**」とし

- ① 報道機関名
- ② 取材担当者氏名
- ③ 取材人数
- ④ 電話番号
- ⑤ メールアドレス

を本文に記載して、10月1日(木)17:00までに下記健康安全課あて電子メール(電話可)でお申込みをお願いいたします。

メールでお申込みいただいた報道関係者の皆様には、当方からメールにて受付けた旨を送信させていただきます。

＜送信先又は連絡先＞

高知労働局労働基準部健康安全課

電話(088)885-6023

電子メール:kenkouanzenka-kouchikyoku@mhlw.go.jp

令和 8 年 林業における死亡災害発生状況

(令和 8 年 9 月 12 日現在)



高知労働局

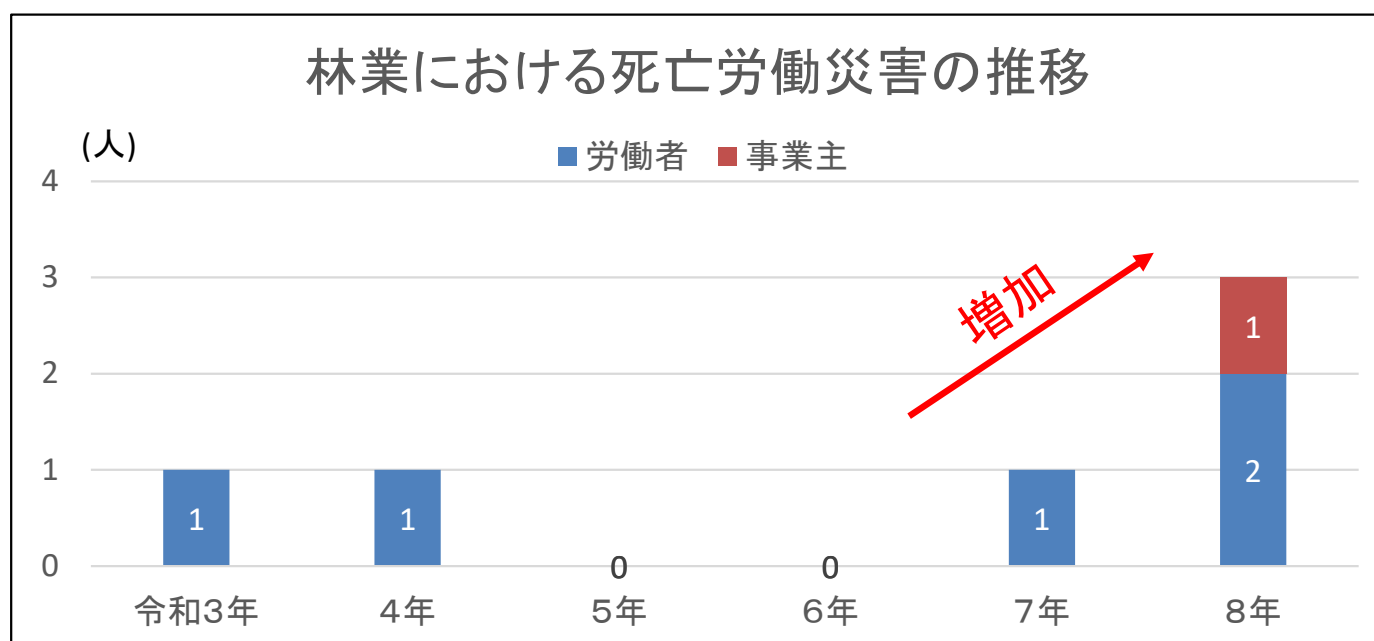
番号	署別	発生日時刻	業 種	年齢性別	事故の型 起因物	災 害 の あ ら ま し
1	四万十	8.7.17 午前	林業 (木材伐出業)	64 歳 男	激突され 立木等	伐採作業に出掛けた被災者が夜になっても帰宅していないため、同僚らが捜索したところ、立木の伐採作業現場で倒れているのを発見した。
2	須崎	8.7.24 10:30	林業 (木材伐出業)	31 歳 女	飛来・落下 立木等	伐木等機械（プロセッサ）で、現場上方に堆積していた伐倒木の集材作業を行っていたところ、堆積木の 1 本（直径 24 センチメートル、長さ 19 メートル）が滑落し、現場内で作業を傍観していた被災者に激突した。
3	高知	8.9.12 10:50	林業 (木材伐出業)	56 歳 男 (事業主)	墜落・転落 足場	木材で組んだ足場上で、機械集材装置の搬器を外していたところ、ワイヤーがはねよけようとした被災者が足場から約 5 m 下の谷底に転落した。（詳細は調査中）

注：調査中のもの等を含む。

林業における死亡災害が 増加中！ STOP！死亡災害

高知県内の林業における死亡労働災害は、令和8年7月から9月までのわずか3か月間に3名（うち1名は事業主）の尊い命が失われるなど、極めて憂慮すべき状況となっています。

このような状況を踏まえ、死亡労働災害撲滅に向け、今一度、基本的な安全管理の徹底と安全意識の向上を図るため、下記事項（裏面）の取組の推進についてお願いいたします。



（参考）高知労働局第14次労働災害防止計画の推進状況（林業）

	アウトプット指標	アウトカム指標
林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。 100% 90% 80% 70% 60% 50% 97.1 100.0 60%以上 2024* 25* 27 ※2025年は集計数が少ない（2件）ため参考値。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。（5人以下） 10人 0人 6人 3人 5人以下 2018 ~2022 2023 ~2025

取り組みを強化していただきたい項目

1 安全衛生活動の総点検

事業主自らが「安全最優先」の方針を明確に示し、安全衛生スタッフ等による現場の安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、安全衛生活動の総点検を実施すること。

2 法令に基づく安全措置の徹底

労働安全衛生関係法令に基づく措置が確実に講じられているか点検し、墜落・転落災害防止措置、立入禁止措置その他必要な安全措置を徹底すること。

3 リスクアセスメントの確実な実施

作業方法及び作業手順についてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく危険要因の低減対策が適切に講じられているか確認すること。

4 安全衛生教育の充実

雇入れ時教育、作業内容変更時教育、危険業務に係る特別教育等を確実に実施するとともに、作業の実態に応じた効果的な安全衛生教育を継続的に実施すること。



5 伐木等作業における安全確保の徹底

伐木、造材及び集材作業においては、作業計画に基づく作業を徹底し、退避場所の確保、かかり木処理の適正実施、保護帽、下肢の切創防止用保護衣等の保護具の着用など、基本的な安全対策を徹底すること。

林業における安全対策に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzaen/index.html

